

平成十年六月八日提出  
質問第四九号

投票所のバリアフリーに関する質問主意書

提出者 石毛 鏡子

## 投票所のバリアフリーに関する質問主意書

各種選挙の投票率は年々低下しており、選挙をする度に投票率が史上最低を更新する状況である。低投票率の背景には、国民の政治に対する政治不信の増大があると考えるが、投票したくてもできない人たちのために、できる限り投票しやすい仕組み・環境づくりを行っていくことは、投票率の上昇を実現するうえで重要である。

障害者や身体の不自由な高齢者が投票所に行きたくても、段差や坂などで投票所に入れないところが多数ある。また、介助者などサポートのシステムがないために障害者が投票できないこともある。

参政権は二〇歳以上の国民すべてに保障された基本的権利である。有権者なら誰もが投票できる投票所の環境づくりは政府の義務と考える。地域で投票所として使用される学校等の公共施設は、災害時には避難施設としても使用される。その意味でも、投票所（学校等）がバリアフリーの施設として整備されることが重要である。投票所のバリアフリーを進め、現在、投票したくても物理的にできない人たちの参政権を確保すべきと考えるが、政府の見解をうかがいたい。

以下のとおり質問する。

- 一 障害者等の参政権確保について、政府は現状をどう考えているか。
  - 二 政府は、投票所のバリアフリー化について実態調査を行っているのか。行っていないとすれば調査する予定はあるか。
  - 三 投票所のバリアフリーを進めるため市町村に対する財政支援が必要だが、そのような補助制度はあるか。あるとすればその実績をお示し願いたい。
- 右質問する。